

1. 毒物劇物対策

厚生労働省大臣官房統計情報部発行「衛生行政報告例」より

※数字はいずれも年度末現在のもの

(1) 登録等施設数推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
製造業(大臣登録)	545	576	590	602	611
製造業(知事登録)	1,851	1,873	1,927	1,934	1,937
輸入業(大臣登録)	998	995	1,012	1,056	1,097
輸入業(知事登録)	330	338	370	411	462
一般販売業	53,125	58,907	58,015	56,035	53,899
農業用品目販売業	15,843	15,355	14,855	14,178	13,689
特定品目販売業	3,217	3,233	3,093	2,922	2,554
電気メッキ事業	1,916	1,859	1,817	1,804	1,720
金属熱処理業	92	91	97	87	75
毒劇物運送事業	780	830	862	818	815
しろあり防除業	56	54	61	43	34
特定毒物研究者	1,517	1,592	1,480	1,573	1,513
合計	84,748	78,753	82,699	79,890	76,893

※合計は「特定毒物研究者」を除いたもの

(2) 立入検査実施件数推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
製造業(大臣登録)	297	261	316	296	322
製造業(知事登録)	768	794	825	789	909
輸入業(大臣登録)	644	510	633	587	864
輸入業(知事登録)	184	206	230	252	200
一般販売業	20,852	20,097	19,997	21,613	23,133
農業用品目販売業	6,577	5,951	5,895	5,438	6,047
特定品目販売業	778	587	606	705	732
電気メッキ事業	1,184	1,153	1,300	945	1,150
金属熱処理業	49	36	34	26	25
毒劇物運送事業	220	202	189	134	118
しろあり防除業	7	14	7	2	3
法第22条第5項の者	4,893	4,979	5,306	4,284	4,406
特定毒物研究者	323	291	382	358	255
合計	39,613	36,453	35,338	35,071	37,909

※合計は「特定毒物研究者」を除いたもの

(3) 毒物劇物営業取締状況 (平成22年度)

① 業種別

(平成22年3月末現在)

	登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施行 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数 (年度中)						毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの収去	試験の結果 毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物で あったもの	無登録・照 届・無許可 施設発見件 数	処分件数 (年度中)						告 発 件 数 (年 度 中)			
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他	計				登録・許可 取消	業務停止	設備改善 命令	その他				計		
																登録違反	取扱違反	表示違反			譲渡手続 違反	その他
総数 *	76893	37909	3435	225	1193	595	1349	1345	4707	0	0	127	0	0	0	143	31	48	56	113	391	0
製造業	大臣登録分	611	322	26	6	8	2	2	15	33	-	-	1	-	-	2	-	2	-	2	6	-
	知事登録分	1937	909	71	19	10	25	4	39	97	-	-	9	-	-	9	1	17	2	10	39	-
輸入業	大臣登録分	1097	864	22	5	7	17	1	25	55	-	-	-	-	-	-	-	3	-	6	9	-
	知事登録分	462	200	13	3	1	5	3	7	19	-	-	2	-	-	2	-	4	2	1	9	-
一般販売業	53899	23133	1631	94	388	217	778	648	2125	-	-	114	-	-	-	95	5	14	30	52	196	-
農薬用品目販売業	13689	6047	1005	70	390	83	499	368	1410	-	-	-	-	-	-	30	12	4	17	30	93	-
特定品目販売業	2554	732	124	5	36	15	61	58	175	-	-	-	-	-	-	4	1	1	5	5	16	-
電気めっき事業	1720	1150	114	8	64	24	-	71	167	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	3	-
金属加熱処理事業	75	25	3	-	2	1	-	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
毒物劇物運送業	815	118	14	1	1	5	-	11	18	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
しろあり防除事業	34	3	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
法第22条第5項の者	-	4406	412	14	286	201	1	101	603	-	-	-	-	-	-	1	11	2	-	3	17	-

* 特定毒物研究者を除く

特定毒物研究者	1513	255	26	-	6	9	-	19	34	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
---------	------	-----	----	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注1) 平成22年度衛生行政報告例による
注2) 東日本大震災の影響により、宮城県は含まれていない。

② 都道府県別

(平成22年3月末現在)

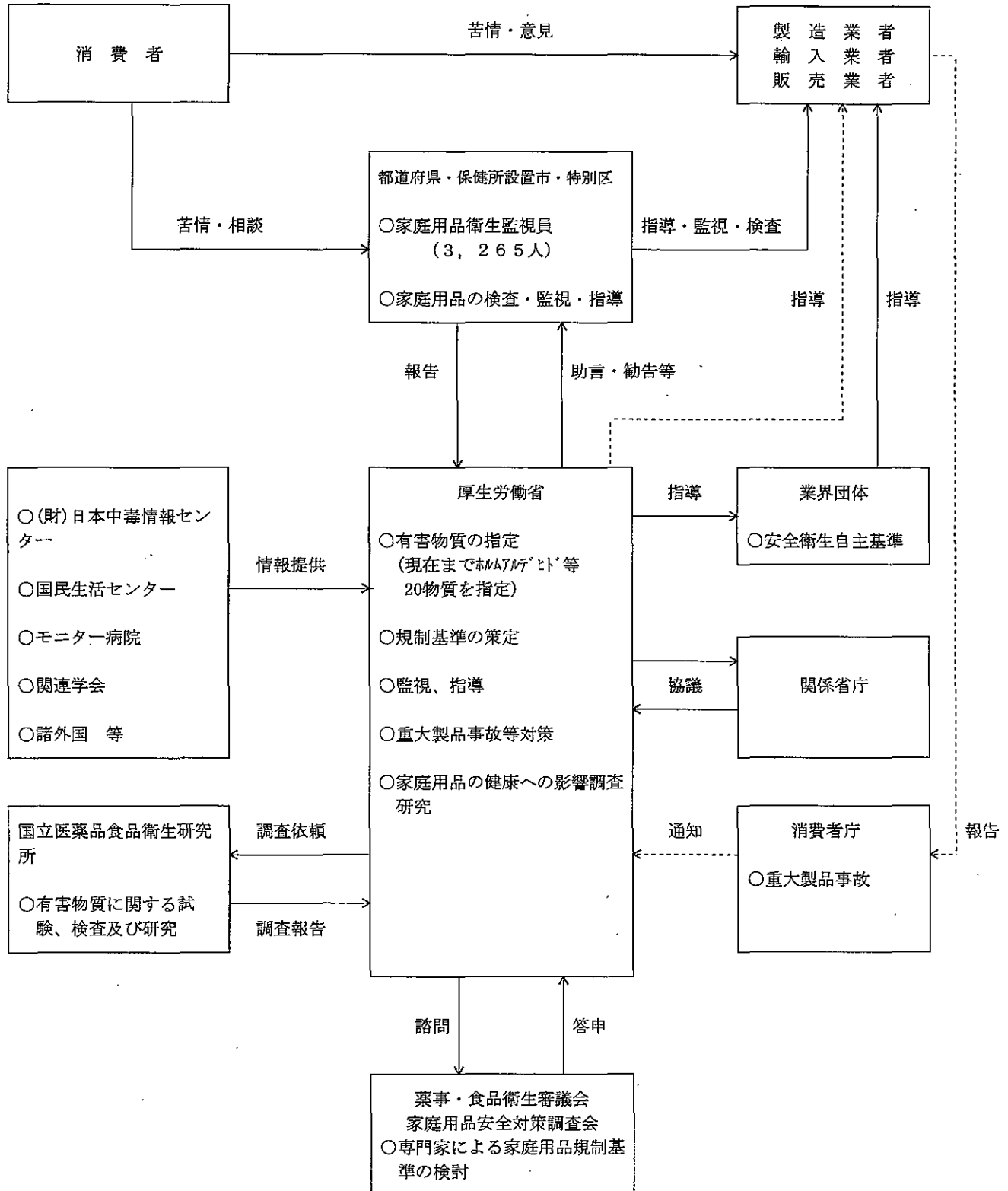
	登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施行 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数 (年度中)							毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの取去	試験の結果 毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物で あったもの	無登録・無 届出・無 許可施設 発見件数	処分件数 (年度中)										管 発 件 数 (年度中)
				登録違反	取扱違反	表示違反	隠蔽手続 違反	その他	計	登録・許可 取消				業務停止	設備改善 命令	その他					計			
																登録違反	取扱違反	表示違反	隠蔽手続 違反	その他				
全国	76,893	37,909	3,435	225	1,193	695	1,349	1,345	4,707	0	0	127	0	0	0	143	31	48	56	113	391	0		
北海道	3,211	1,110	97	1	52	34	29	9	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
青森	920	251	99	7	63	9	53	65	197	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	6		
岩手	863	627	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1		
宮城	7	0	0		
秋田	901	265	14	4	5	2	6	3	20	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	1	4			
山形	944	338	103	10	18	6	57	31	122	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	1	6			
福島	1,465	952	233	62	109	13	110	101	395	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4		
茨城	2,150	1,247	11	3	4	6	4	1	18	-	-	2	-	-	1	1	1	-	-	5	8			
栃木	1,185	520	4	3	1	2	-	-	6	-	-	3	-	-	3	-	1	-	-	-	-	4		
群馬	1,292	625	100	2	18	34	46	52	152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
埼玉	2,894	1,706	34	4	-	14	17	4	39	-	-	3	-	-	4	-	14	17	4	4	39			
千葉	2,480	1,179	226	1	90	41	104	30	266	-	-	18	-	-	12	1	3	-	-	8	24			
東京	8,297	4,840	340	21	18	47	63	387	536	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12			
神奈川	3,235	1,597	23	3	8	9	1	5	26	-	-	10	-	-	5	-	8	1	-	15	29			
新潟	1,837	557	32	-	7	-	16	14	37	-	-	-	-	-	-	7	-	-	16	9	32			
富山	826	364	106	31	24	9	48	10	122	-	-	18	-	-	31	1	-	1	-	-	33			
石川	838	488	8	-	6	3	4	2	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
福井	632	344	3	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
山梨	613	285	6	2	-	-	4	-	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2			
長野	1,800	1,038	135	10	124	31	16	3	184	-	-	4	-	-	5	1	-	-	-	-	6			
岐阜	1,219	477	31	-	-	8	19	15	42	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	4	19			
静岡	2,476	1,530	17	10	4	4	2	3	23	-	-	7	-	-	9	4	-	-	-	1	14			
愛知	4,721	2,604	322	-	105	22	179	115	421	-	-	16	-	-	16	-	-	-	-	7	23			
三重	1,221	528	7	4	-	-	-	3	7	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1			
滋賀	786	316	64	-	7	11	13	48	79	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	3			
京都	1,307	1,155	120	4	28	31	6	81	150	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2			
大阪	6,354	1,901	35	5	3	4	14	13	39	-	-	18	-	-	15	1	4	1	3	3	24			
兵庫	2,456	1,314	9	2	1	3	3	1	10	-	-	2	-	-	3	1	6	5	1	1	16			
奈良	620	106	4	-	-	1	-	3	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
和歌山	898	379	35	2	20	8	6	2	38	-	-	1	-	-	2	3	-	-	-	-	5			
鳥取	493	266	8	1	2	1	6	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7			
島根	647	315	32	4	8	7	14	4	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4			
岡山	1,639	951	50	1	17	2	29	10	59	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	3			
広島	2,333	1,310	216	3	78	25	117	111	334	-	-	2	-	-	1	6	1	-	-	11	19			
山口	1,134	608	63	-	26	13	27	14	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
徳島	619	197	69	5	36	7	36	9	93	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3			
香川	1,030	671	29	1	8	4	18	10	41	-	-	5	-	-	4	1	-	-	-	-	5			
愛媛	954	600	52	5	1	5	12	36	59	-	-	2	-	-	5	2	-	1	-	-	8			
高知	613	230	17	-	-	5	10	10	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3			
福岡	2,922	1,112	298	-	150	58	114	60	382	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	1			
佐賀	601	76	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
長崎	918	554	85	5	27	18	36	13	99	-	-	3	-	-	5	-	-	-	-	2	7			
熊本	1,270	713	50	3	16	7	13	11	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
大分	795	314	61	2	36	13	41	18	110	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	6	10			
宮崎	672	438	79	1	36	18	36	18	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
鹿児島	1,400	780	109	3	33	60	15	17	128	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	4			
沖縄	426	137	8	-	4	-	2	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			

注1) 特定毒物研究者を除く
 注2) 平成22年度衛生行政報告例による
 注3) 東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。また、宮城県については計数不明であるため、「…」とした。

2. 家庭用品安全対策

(1) 家庭用品安全対策に係る行政の概要

上着、下着、くつ下等の繊維製品、洗浄剤、エアゾール製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。



(注) 家庭用品衛生監視員の数は平成23年4月1日現在

※ ----- 消費者安全法に基づく業務

(2) 家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成 23 年 12 月 27 日 (火)
 医薬食品局審査管理課
 化学物質安全対策室
 室長 長谷部 和久 (内線 2421)
 室長補佐 佐々木 正大 (内線 2910)
 副室長 古田 光子 (内線 2426)
 化学物質係長 加藤 革己 (内線 2424)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通) 03(3595)2298

報道関係者 各位

「平成 22 年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を公表しました

厚生労働省は、家庭用品などに関連した健康被害情報を収集するため、皮膚科・小児科の病院や(財)日本中毒情報センターの協力を得て、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告制度」を実施しています。

このたび、平成 22 年度の健康被害報告について、家庭用品専門家会議(座長:伊藤正俊 東邦大学名誉教授)で検討を行い、報告書を取りまとめたので公表します。報告書の概要は別添のとおりです。

厚生労働省では、消費者をはじめ、地方公共団体、関係業界団体などに本報告書の内容を周知するとともに、引き続き本制度を通じて、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の実態の把握や情報提供を推進します。

【報告のポイント】

- ・皮膚障害は、装飾品(金属製)が 38 件と最も多く報告されました。
 → 症状が出たら、原因製品の使用を中止しましょう。他の製品を使用する場合は、金属以外のものに変更しましょう。
- ・小児の誤飲事故は、タバコが 130 件と 32 年連続で最も多く報告されました。
 → 1 歳前後の乳幼児がいる家庭は、タバコの取り扱い・保管方法に注意し、飲料の空き缶やペットボトルを灰皿代わりにしないようにしましょう。
- ・吸入事故等は、殺虫剤が 252 件、洗剤が 156 件報告されました。
 → 使用上の注意をよく読み、正しく使用しましょう。特に塩素系の洗剤と酸性物質の混合には注意しましょう。

また、平成 23 年度に海外で発生した家庭用品の健康被害事例として、韓国の加湿器用除菌剤の回収事例を情報提供します。詳しくは別添参考をご参照ください。

(別添)

平成 22 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告(概要)

本制度は、モニター病院(皮膚科、小児科)の医師が家庭用品などによる健康被害と考えられる事例(皮膚障害、小児の誤飲事故)や、(財)日本中毒情報センターが収集した家庭用品などによる吸入事故と考えられる事例について、それぞれ厚生労働省に報告する制度です。平成 22 年度に報告された事例の件数は、合計 1,480 件(前年度 1,523 件)でした。

それぞれの報告件数の詳細は以下のとおりです(表)。

表 平成 22 年度 家庭用品等による健康被害のべ報告件数(上位 10 品目)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	38(32.1%)	タバコ	130(34.5%)	殺虫剤	252(26.0%)
洗剤	13(9.8%)	医薬品・ 医薬部外品	64(17.0%)	洗浄剤(住宅 用・家具用)	156(16.1%)
時計/ ビューラー	各 7(5.3%)	玩具	34(9.0%)	漂白剤	83(8.6%)
下着/ くつした/ 履き物/ 接着剤	各 5(3.8%)	プラスチック製 品	25(6.6%)	芳香・消臭・脱 臭剤	81(8.4%)
		金属製品	各 22(5.2%)	園芸用殺虫・殺 菌剤	43(4.4%)
		洗剤類	18(4.8%)	洗剤(洗濯用・ 台所用)	36(3.7%)
		化粧品	16(4.2%)	除菌剤	23(2.4%)
		硬貨	14(3.7%)	消火剤/ 灯油	22(2.3%)
時計バンド/ ベルト	各 4(3.0%)	電池	9(2.4%)	除草剤/ 乾燥剤	21(2.2%)
		食品類	7(1.9%)		
総計	133(注) 100%	総計	377 100%	総計	970 100%

(注)皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数(108 例)とは異なっている。

1. 皮膚障害に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・報告された事例数は、133件（前年度133件）でした。
- ・最も多く報告された家庭用品の種類は、装飾品で38件でした（表参照）。
- ・性別は、女性が89件（82.4%）と大半を占めました。
- ・皮膚障害の種類は、「アレルギー性接触皮膚炎」55件（50.9%）と「刺激性接触皮膚炎」52件（48.1%）がほとんどを占めました。
- ・パッチテストの結果では、ニッケル・コバルトにアレルギー反応を示した例が多くみられました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触で発生する場合がほとんどです。家庭用品を使用して、接触部位に痒み・湿疹の症状が出た場合は、原因と考えられる家庭用品の使用をできるだけ避けましょう。

(2) 報告事例ピックアップ

- ① ネックレスを1日装着して汗をかき、翌日から汗をかいた頸部・胸部のみに皮疹が出た（装飾品・25歳女性）。
→ 汗を大量にかくときは、装飾品を外すなどの配慮をしましょう。
- ② 素手で皿洗いをしていたところ、両手に痒み・紅斑が出た（洗剤・52歳女性）。
→ 肌が弱い人は、洗剤を使用するときに手袋をしましょう。
- ③ 1年前に腕時計で左腕に皮疹が出て、涼しくなり軽快したが、発汗して同部位に皮疹が出て、拡大した（時計バンド・37歳男性）。
→ 一度症状が出た家庭用品は、できるだけ使わないようにしましょう。
- ④ ビューラー（まつ毛をカールする美容関連製品）を使用していたら、まぶたが腫れた（ビューラー・33歳女性）。
→ 最近、美容向けの製品による皮膚障害の報告が増えています。他の製品と同じく、症状が出たときは専門医を受診しましょう。
- ⑤ 4月から部活動で週2回トロンボーンを演奏するようになり、8月はじめに唇が腫れた（楽器・10歳女性）。
→ 子供の事例も近年見られています。古い楽器を使うときは、マウスピースのメッキがはがれていないか確認しましょう。

- ⑥ かみそりでわき毛の処理をした後、わきに痒みがあり、その後、痒み・湿疹が全身に拡大した（かみそり・28歳女性）。

→ 局所の障害が全身に広がることもあるので、はじめは重篤な障害でない場合も注意しましょう。

2. 小児の誤飲事故に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・報告された事例数は、377件（前年度420件）でした。
- ・最も多く報告された家庭用品などの種類は、タバコで130件でした（表参照）。
- ・誤飲した年齢は生後6～11ヶ月が最も多く130件、次いで12～17ヶ月が69件、18～23ヶ月が62件、2歳児が58件でした。
- ・死亡した事例は0件（前年度0件）でしたが、入院・転科・転院した事例は19件（前年度14件）ありました。

事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の手の届く範囲にはできるだけ、小児の口に入る大きさのものは置かないようにしましょう。

(2) 報告事例ピックアップ

- ① 置いてあった箱からタバコを取り出して食べた。8ヵ月前にもタバコの誤飲があった（タバコ・1歳9か月男児）。
→ 誤飲歴がある場合は、再発する可能性があるので注意しましょう。
- ② 消毒中にふたを開けた状態の消毒剤を男児の目の前に置いていて、それを手に取って飲んだ。（医薬品・1歳5か月男児）。
→ 治療中も誤飲事故が起こる可能性があるので注意しましょう。
- ③ 両親がコップにワインを入れたまま寝てしまい、両親が寝ている間にそのワインを飲んだ（食品・1歳6か月男児）。
→ 就寝前に、小児の手の届く場所に危険なものがないか確認しましょう。
- ④ いとこ達と野球盤で遊んでいて、付属の鉄球を飲み込んだ（玩具・2歳11か月男児）。
→ おもちゃを与えるときは、対象年齢を確認しましょう。また、兄弟・親戚・友達と一緒に遊ぶこともあるので、一番年齢が低い小児に配慮しましょう。

- ⑤ おんぶしていた男児が、母親の背中に貼ってあった家庭用永久磁石磁気治療器を外して飲み込んだ（医療機器・11ヶ月男児）。
- ⑥ 女兒が髪につけていたヘアピンを飲み込んだ（ヘアピン・9ヶ月女児）。
- ⑦ 汚れを取るためにコップの中に漂白剤を入れて放置していたら、飲料と間違えて口に含んだ（漂白剤・4歳9ヶ月女児）。
→ 保管時だけでなく、使用時も気をつけましょう。

3. 吸入事故等に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・報告された事例数は、970件（前年度970件）でした。
- ・最も多く報告された家庭用品などの種類は、殺虫剤（医薬品・医薬部外品を含む）で252件でした（表参照）。
- ・年齢別では、9歳以下の小児が最も多く373件（38.5%）でした。
- ・製品の形態では、スプレー式の製品が最も多く408件（42.1%）、次いで液体の製品が293件（30.2%）でした。

事故の発生状況を見ると、使用方法・製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが重要です。

事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、(財)日本中毒情報センターに問い合わせ、必要に応じて専門医の診療を受けるようにしましょう。

(2) 報告事例ピックアップ

- ① 家人が室内でくん煙剤を使用していることを知らずに、火事かと思い、確認するために入室して成分を吸入した（殺虫剤・80歳男性）。
→ 蒸散系製品の使用中に火災報知器が作動しないよう、事前に対策を取ったうえで製品を使用しましょう。
→ 空気中に拡散する製品（殺虫剤、園芸用製品）を使用する時は、近隣の住民に周知しましょう。
- ② 気管支喘息の患者が、業務用の塩素系洗浄剤のフタを開けたところ、ガスを吸入し、症状が出現した（洗浄剤・76歳女性）。
→ 呼吸器疾患がある人は、塩素系の製品を使用しないようにしましょう。

- ③ 子どもが嘔吐下痢症で布団に嘔吐したため、消毒目的で、布団に塩素系漂白剤の原液をかけた。その後在室した母親に症状が出た（漂白剤・27歳女性）。
→ ノロウイルスの消毒に漂白剤を使う方法が紹介されていますが、濃度や保護具の着用等に注意しましょう。
- ④ 自動噴射型エアゾール式消臭剤のカートリッジを交換する際、電池を入れたまま作業したところ、消臭剤が噴射され眼に入った（消臭剤・27歳女性）。
→ カートリッジや電池の交換のときは、カートリッジの先を自身や他人に向けないようにしましょう。
- ⑤ 車内で、ポンプ式スプレータイプの除菌剤と消臭剤を大量に使用したところ、症状が出た（除菌剤（次亜塩素系）・38歳女性）。
→ 有効性・安全性が確認されていないおそれがあるので、多種多様な製品を併用することは控えましょう。
- ⑥ 浴室でブロック状のドライアイス3本で遊んでいた。緊急ブザーが鳴ったため、母親が浴室に見に行くと、バスタブにうつ伏せで倒れていた（ドライアイス・16歳男性）。
→ 映像投稿サイトに投稿された不適切な使用方法の動画をまねた事例と推測されます。安易に動画などをまねないようにしましょう。